

壱岐市いじめ防止基本方針



平成26年2月
壱岐市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	1
2 彦岐市の基本方針	2
3 いじめの定義	2
4 いじめの基本認識	3
5 いじめの防止等に関する基本的考え方	4
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	6
1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策	6
(1)彦岐市いじめ問題対策連絡協議会(仮)の設置	6
(2)第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置	6
(3)市又は学校設置者が実施すべき施策	6
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8
(1)学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2)「いじめ対策委員会」の設置	9
(3)学校いじめ防止基本方針の内容	11
3 重大事態への対処	13
(1)学校又は教育委員会による調査	13
(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	15
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16

◆ はじめに ◆

現在、学校教育において、「いじめ」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な「社会の情報化」により、インターネット上における新たないじめ問題が生じ、「いじめ」はますます複雑化潜在化する様相を見せている。

こうした中、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携を密にし、なお一層組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

本基本方針は、平成25年10月11日に策定された国の「いじめ防止基本方針」、平成25年12月17日に策定された県の「いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの早期発見及び対処のための方策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取れるような行為を容認したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えているという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

2 豊岐市の基本方針

(1)基本方針の策定

市、学校はそれぞれ「豊岐市いじめ防止基本方針」(以下「市の基本方針」という)「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(「いじめ防止対策推進法12・13条」以下法律名は省略する。)

(2)基本方針の内容

市の基本方針は、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事件への対応等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。(第2条)

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

○具体的ないじめの態様 (例)

(1)冷やかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。

- ・身体や動作について不快なことを言われる。
- ・存在を否定される。
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。

(2)仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。
- ・席を離される。

- (3)ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (4)金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・脅かされ、金品を取られる。
 - ・靴に画鋸やガムを入れられる。
 - ・写真、鞆、靴等を傷つけられる。
- (5)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・万引きやかつあげを強要される。
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に暴言を吐かせられる。
- (6)パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのか十分に認識し、「未然防止」「早期発見」やいじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。「いじめ」には様々な特質があるが、以下の①～⑧は教職員がもつべきいじめの問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人の気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1)いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない

(第4条)

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。

このため、学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及活動が必要である。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることや、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要である。

さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がSOSを出しやすい体制を整えると同時に、地域、家庭と連携して見守ることが必要である。

(3)いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒や知らせてきた児童生徒の安全を確保し、当該児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を行う等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や、市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、学校は、組織的に対応できる体制の整備が必要である。

(4)地域や家庭との連携について

いじめが認知されたら、関係児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや関係機関と協議することも必要である。PTAの会合で取り上げたり、協議をしたりする場合には、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にするとともに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要である。

(5)関係機関との連携について

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な成果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察、こども家庭課、医療機関、法務局等)との適切な

連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく必要がある。

(6)保護者の責務について

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うよう努めるものとする。 (第9条)

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策

(1) 彦岐市いじめ問題対策連絡協議会(仮)の設置

彦岐市は法の趣旨を踏まえ、「彦岐市いじめ問題対策連絡協議会(仮)」を設置する。その構成員は、学校、教育委員会、こども家庭課、法務局、警察署、医療関係等実情に応じて決定する。

市が設置する「彦岐市いじめ問題対策連絡協議会(仮)」は、市内の学校におけるいじめの防止等に活用するとともに、県が設置した連絡協議会との連携を図るものとする。

(2) 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置

市は、市の基本方針に基づきいじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関を設置する。

この附属機関には、専門的知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性が確保されるよう努める。

なお、第28条に規定する重大事態にかかる調査を教育委員会として行う場合、この附属機関を調査を行う組織とする。

○ 附属機関は以下の機能のほか、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための機能を担うものとする。

・市立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

・市立学校におけるいじめの事案について、市教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

(3) 市又は学校設置者が実施すべき施策

① いじめの防止

○ いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講じる。

○ いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。

○ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、「学校支援会議」や「ながさきファミリープログラム」等の有効活用や、ココロねっこ運動と連動した啓発活動の推進等、保護者、家庭への支援を行う。

○ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭、その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣されるものの確保等必要な措置を講じる。

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「長崎っ子さわやか運動」を活用して、家庭や地域と連携した取組を推進し、規範意識や自ら正しく判断し、責任を持って行動する力を育成する。
- 児童生徒と教職員の信頼関係と、自他を認め合う学校生活の中で、自己肯定感を育む。
- いじめの防止に資する活動であって児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- 児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する、必要な啓発活動を実施する。

②いじめの早期発見

- 24時間いじめ相談ホットライン、親子ホットライン及びその他の各種相談窓口の周知を図る。
- いじめの防止及び早期発見の方策等、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導、又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめ防止等のための対策を実施する。
- 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実に努める。
 - ・各学校が把握したいじめに関する情報についての定期的な報告を求め、取組についての点検や実態把握に努める。
 - ・県教委作成の「いじめ対策ハンドブック」や「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実に促す。
- 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - ・より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

③いじめに対する措置

- スクールカウンセラーの配置・派遣による教育相談体制の充実に努める。
- 教育相談に係る研修への参加を推奨し、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- 問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣についての調整に努める。
- 「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや、県警察少年サポートセンター等を通じて、警察との情報共有を進める等により、早期の立ち直りの支援に努める。
- いじめを受けた者、いじめた者が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするた

め、学校相互間の連携協力体制を整備する。

- 児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

④その他

- 学校の職員、市の職員等で児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合で、その事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校への通報等の適切な措置をとるものとする。
- 学校評価の留意点、教員評価の留意点(第34条)
 - ・市教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
 - ・市教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教育評価への必要な指導・助言を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

そのためには、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切な連携の上、学校の実情に応じた組織的対策を推進することが必要である。

(1)学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、県または市の基本方針を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)として定め、学校のホームページ等で公開する。

【内容例】

- 学校基本方針には、いじめの防止の取組、早期発見・早期対応の在り方、教師の相談体制、生徒指導体制・校内研修などを定める。
- 具体的には、いじめ防止の観点から、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。
- 校内研修等、教職員の資質向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対応に関する取組方法等を定める。
- 学校基本方針が、自校の実情に即してきちんと機能しているかを「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」(第22条)を中心に、PDCAサイクルの下、点検、見

直しを図る。

【留意事項】

- 策定に当たっては、検討の段階から保護者や地域の方にも必ず参画いただき、地域を巻き込んだ方針にする。
- 児童生徒の意見も取り入れ、児童会・生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加を確保する。

学校いじめ防止基本方針策定のイメージ

学校いじめ防止基本方針の策定(第13条)

※どのようにして、いじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を盛り込む(いじめの防止、早期発見、対処などのいじめ防止全体に係る内容)



学校のホームページ等で公開

(2)「いじめ対策委員会」の設置(組織の名称は学校の判断による)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。(第22条)

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが重要であり、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員、警察官経験者等、外部専門家、その他保護者、学校評議員や学校支援会議委員、民生委員などの地域関係者が参加しながら対応する。

【役割】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。
 - ・「いじめ対策委員会」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておく。
 - ・「いじめ対策委員会」を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職員や教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動顧問等から、組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要がある。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・「いじめ対策委員会」が、情報の収集と記録、共有の役割を担うため、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て報告・相談する。集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、事実関係の確認、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

いじめ対策委員会の組織イメージ 第22条

「当該学校の複数の教職員」

【例】 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任 学年主任
養護教諭 学級担任 副担任 部活動顧問等



必要に応じて出席

「外部専門家・地域関係者」

【例】 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
医師、教員・警察官経験者、保護者、学校評議員、学校支援
会議委員、民生委員等

(3)学校いじめ防止基本方針の内容

学校基本方針には、「未然防止」「早期発見」「早期対応」を主な項目として「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」「保護者や地域にどう働きかけるのか」「関連機関とどう連携するのか」等を示す。

具体的には次のような内容が考えられる。

学校いじめ防止基本方針の具体的内容の例

第1部 教職員マニュアル

I いじめに関する基本的な考え方

- ①いじめとは
- ②いじめの基本認識

II 未然防止（第15条）

- ①生徒たちや学級の様子を知るためには
- ②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りのためには
- ③命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
- ④保護者や地域の方への働きかけ

III 早期発見（第16条）

- ①いじめに気付く力を高めるには
- ②いじめ発見のきっかけ
- ③いじめの態様
- ④いじめが見えにくいのは
- ⑤早期発見のための手立て
- ⑥相談しやすい環境作りをするためには

IV 早期対応

- ①いじめ対応の基本的な流れ
- ②いじめ発見時の緊急対応
- ③いじめが起きた時の対応
- ④迅速に対応するためには

V ネットいじめへの対応

- ①ネットいじめとは
- ②未然防止のためには
- ③早期発見・早期対応のためには

第2部 組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備

II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の流れ)

III 行政、警察、地域等の関係機関との連携

IV 教職員の研修の充実

- 事例研修等

組織的ないじめ対応のイメージ

①いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の指導力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」による道德教育などの充実
- 児童会活動や生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、児童生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

②いじめの情報

③ 情報収集

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「組織」(※注)に情報を集める。

④指導・支援体制を組む

- 「組織」で指導・支援体制を組む
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)



関係機関

連携

⑤-A 子どもへの指導・支援

- いじめられた児童生徒
- いじめた児童生徒
- いじめを見ていた児童生徒

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(被害・加害とも)への対応を行い、今後の連携方法について話し合う。

※注:「組織」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する
- 常に状況把握に努める

3 重大事態への対処

(1) 学校または教育委員会による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合。
 - ・身体に重大な傷害を負った場合。
 - ・金品等に重大な被害を被った場合。
 - ・精神性の疾患を発症した場合。
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

イ 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
 - ・学校⇒教育委員会⇒市長

ウ 調査の主体

- 教育委員会は学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会が主体となって調査を行うのは次の通りである。
 - ・学校主体の調査において重大事態への対応、発生の防止に十分な結果を得られないと判断する場合。
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合。

エ 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。その際、調査対象となる者に対し、公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつ(いつ頃から) ②誰から ③どのような態様であったか ④いじめが発生した背景事情 ⑤児童生徒の人間関係の問題点 ⑥学校・教職員のとった対応等、可能な限り網羅的に明確にする。(客観的な事実関係を速やかに調査する。)
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめられた児童生徒から十分な聴き取りを行う。
 - ・調査の段階で、被害児童生徒や情報提供者に新たな被害が及ばないように十分留意する。

・いじめた児童生徒に対しては、調査による事実確認を行い、直ちにいじめ行為を止めさせ、指導を行う。

・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的な心のケアを行う。

・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえ、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして対応に当たる。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合(入院又は死亡)

・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。

カ いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

○ その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

・遺族の要望・意見を十分に聴取する。

・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

・遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。

・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、信頼性の吟味も含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。

・学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

・情報発信、報道対応については、プライバシーに配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖性があることを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

キ その他

○ 教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、いじめた児童生徒の出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

②調査結果の報告及び提供

ア 調査結果は、速やかに報告する。

○ 調査結果の報告先は 学校⇒教育委員会⇒市長とする。

イ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

・他の児童生徒のプライバシー保護と、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又は、その保護者に提供する場合があることを念頭に置き実施する。

・学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは、調査の結果についての再調査を行うことができる。
- 再調査を行う期間は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者(第三者)とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

②再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
(第30条第5項)
- 市立学校について再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。
(第30条第3項)

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

吉崎市は、国や県の基本方針に変更があった場合には、法の施行状況や、国・県の基本方針等を勘案して、吉崎市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。